



全ト協発第622号(環)

令和7年2月26日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



【日整連】定期点検整備促進運動の実施等について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会より、別添の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき定期点検整備促進運動を実施する旨の通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下会員事業者への周知徹底方をよろしくお願い申し上げます。

日整連第6-434号
令和7年2月17日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 喜谷 辰夫



定期点検整備促進運動の実施等について

拝啓、時下、貴会・貴連盟ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記運動を別添1の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁等関係行政省庁のご指導のもとに引き続き令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間実施することになりましたのでお知らせ致します。

また、本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付する点検整備済みステッカーが、別添2のとおり国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

なお、9年用点検整備済みステッカーより「事業者が前面ガラスに貼付する期間」及び「当該自動車の前面ガラスに貼付しておいてよい期間」について、令和7年4月より施行される「継続検査の受検可能期間の拡大」において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が全国一律に「二か月前」となることから、次回の車検時期と定期点検時期を一致させることができるよう始期を一か月早めることとしております。

敬具

<本件の問合せ：日整連・事業部 與戸、遠藤>